

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0501 )

第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年7月5日 公開

開催日時	令和5年7月5日(水)	14時00分～15時14分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について(諮問) 2 栃木県最低賃金専門部会について 3 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 4 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について 5 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、第54期の委員による第1回目の審議会です。</p> <p>本来は当審議会の進行は会長に務めていただいておりますが、第54期の会長はまだ選出されておられませんので、今期の会長が選任されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>暑い時期の審議となりますが、地球温暖化対策の一環として、冷房の設定温度をやや高く設定し、クールビズを励行しております。</p> <p>委員の皆様におかれましても、軽装での御出席、御審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、5類に移行後、いったんは落ち着きを見せていたコロナウイルス感染症ですが、再び感染者が増加しており、報道等では第9波の声も聞こえております。</p>
-----	---

<p>事務局</p> <p>局長</p>	<p>傍聴人の方々を含め、熱中症に限らず、万が一体調に異変を感じた場合には、お近くの事務局職員にすぐお申し出くださいますようお願いいたします。</p> <p>定数の確認</p> <p>公益代表委員の荻原委員、黒川委員及び使用者代表委員の時庭委員が欠席。</p> <p>委員 15 名中 12 名の出席があり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める 3 分の 2 以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>傍聴者の報告</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果 8 名の傍聴申込みがあり、8 名が傍聴することを報告。</p> <p>また、報道機関の取材はないことを報告。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 はじめに、栃木労働局長から挨拶を申し上げます。</p> <p>栃木労働局長の奥村でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、令和 5 年度第 1 回栃木地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様におかれましては、日頃より、最低賃金行政をはじめ労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>最低賃金の改正につきまして、最近の動きを御紹介させていただきます。</p> <p>先日、6 月 16 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（いわゆる骨太の方針 2023）におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年度は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、しっかりと議論を行う。</li> <li>○地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。</li> <li>○今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引き上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。</li> </ul> <p>という方針が盛り込まれたところです。</p> <p>また、6 月 30 日には、国において中央最低賃金審議会における審議が開始されたところです。</p> <p>これらの動きも踏まえ、本日の審議会では、栃木県最低賃金の改</p>
----------------------	---

事務局	<p>正決定を諮問させていただき、諮問後は、委員の皆様には御審議を重ね、結論を出していただくこととなりますが、地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「事業の賃金支払い能力」を考慮して定めることとされております。</p> <p>委員の皆様には、大変御苦勞をおかけすることとなりますが、忌憚のない審議を尽くしていただき、御答申をいただきますようお願いいたします。</p> <p>暑さの厳しい中での集中的な審議をお願いすることとなりますが、最低賃金の改正手続きにつきましては、国の重要な施策となりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>次に、次第3第54期栃木地方最低賃金審議会委員の御紹介をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様を公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">委員紹介</p> <p>事務局においても、一部職員が代わっておりますので、紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">事務局紹介</p>
事務局	<p>続きまして、「栃木地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから、各代表委員が選挙することとされております。</p> <p>当審議会においては、例年どおり、公益を代表する委員より事前に御協議いただいた結果をこの場で御報告いただき、各委員の皆様にお諮りすることによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">異議なし</p>
事務局	<p>それでは、公益を代表する委員の協議結果について、和田委員から発表をお願いいたします。</p>
和田委員	<p>協議結果を報告します。</p> <p>会長に杉田委員、会長代理には本日はあいにく御都合で欠席されておりますが、黒川委員にお引き受けいただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>ただ今、会長に杉田委員、会長代理には黒川委員との御報告をいただきましたが、お二人に御就任いただくことによろしいでしょうか。</p>

各委員	異議なし
事務局	<p>では、全会一致で会長に杉田委員、会長代理には黒川委員に御就任いただくことと決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今、御就任いただきました杉田会長に御挨拶をいただきたいと思います。</p>
杉田会長	<p>杉田でございます。</p> <p>会長という重責を担えるか心もとないところでありますが、皆様に助けていただきながら、議事を進行していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>本来であれば、会長代理に御就任されました黒川委員からも挨拶をいただくところではありますが、本日は欠席されておりますので、会長代理の挨拶は省略させていただきます。</p> <p>なお、黒川委員には会長代理の御就任が全会一致で議決されたことを事務局よりお伝えさせていただきます。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきましては、会長に就任されました杉田委員にお任せしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
杉田会長	<p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>なお、審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定めにより行うこととします。</p>
杉田会長	<p>最初に議題（１）「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。</p> <p>それでは、奥村局長お願いいたします。</p>
局長・会長	諮問文手交
杉田会長	<p>栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長より諮問文を受け取りました。</p> <p>事務局は、それぞれの委員に諮問文の写しを配付してください。</p>
事務局	諮問文（写）を配付
杉田会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	諮問文を朗読

杉田会長	<p>栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料説明</p>
杉田会長	<p>資料について、御質問などございますか。</p>
中島委員	<p>各方面から出されている最低賃金に対する要請書が資料としてありますが、今回は代表者名等が黒塗りになっています。いろいろ配慮されてのことと思いますが、要請・請願の関係でしたら、どのような団体から出てきたのか、あるいはその団体の代表者は個人ではなく公人であると思いますので、黒塗りすることなく、すべて出していただいてもよろしいのかなと思います。</p>
事務局	<p>回答いたします。      今回は、事務局で検討しまして、代表者名等の個人名については黒塗りとさせていただきます。      そのような御意見であれば、今後は要請をした団体等に確認をするなどして、代表者名もそのまま差し支えないということでしたら、そのまま資料として提出させていただく等、事務局でも再度検討し改善していきたいと思います。</p>
中島委員	<p>我々としては、要請者がわかるようなことで出されたほうが資料としては、より分かりやすく感じます。個人ではなく団体の代表であれば公人だと思っています。      ご検討をお願いします。</p>
杉田会長	<p>他に質問等はございますか。</p>
中島委員	<p>参考資料 - 2 の中小企業・小規模事業者に対する支援策についてですが、国・県からいろいろと支援策が出されているところですが、県内の中小企業への助成状況・利用状況について、わかるものがあれば提供をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>助成金の活用状況等につきましては、次回の第 2 回審議会の際に資料として提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
杉田会長	<p>他に質問等はございますか。      特に御質問などないようであれば、次に進みます。      議題(2)の「栃木県最低賃金専門部会について」ですが、最低賃金</p>

事務局	<p>法第 25 条第 2 項の規定において、審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされておりますので、専門部会を設置することといたします。</p> <p>専門部会の設置に伴い、この専門部会の運営に関して、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">栃木県最低賃金専門部会運営規程（案）説明</p>
杉田会長	<p>ただ今の専門部会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。</p>
各代表委員	<p>意見、質問等なし</p>
杉田会長	<p>特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程（案）について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、栃木県最低賃金専門部会運営規程について、原案どおり議決することといたします。</p> <p>この規程は、本日より適用することとします。</p> <p>お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和 5 年 7 月 5 日」の日付を記入してください。</p>
杉田会長	<p>ただ今、専門部会運営規程が議決されたところですが、規程の変更は必要ないものの、第 7 条「会議の公開」の運用上の取扱いにつきまして、皆様にお諮りしたい点があります。</p> <p>規程の第 7 条におきましては、専門部会は原則公開となっておりますが、ただし書きとして「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされていることから、運用上、これまでは部会長判断において「専門部会は全面非公開」として運用してきたところです。</p> <p>しかしながら、資料 219 ページの「 7 中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、220 ページの 1 の（3）にありますとおり、議事の公開について「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」との報告がなされたところです。</p> <p>これはあくまでも中央最低賃金審議会における目安審議の在り方についての考え方であって、地方の審議会の在り方について述べられ</p>

	<p>たものではありませんが、中央がこのような方向で動いているようですので、これを機会に栃木の専門部会においても、議事の公開について改めて検討・見直しをしてみてもよろしいのではないかと考えております。</p> <p>つきましては、各委員の御意見をお聞かせいただきたいと思いますので、後ほど、他の協議事項とともに、専門部会の公開の是非につきまして、公・労・使それぞれに協議をお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	<p>次に、同専門部会の決議事項についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、審議会においてあらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することとしておりますが、今回はいかがいたしましょうか。</p>
各代表委員	特に意見なし
杉田会長	特に御意見がないようであれば、従前どおり専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することでよろしいでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。
杉田会長	続いて、専門部会委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	専門部会委員の推薦手続きについて説明
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。</p> <p>なお、委員の推薦にあたりましては、女性委員の推薦について、御配慮をお願いしたいと思います。</p>
各代表委員	質問等なし
杉田会長	<p>特に質問などなければ、次の議題(3)「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」に移ります。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	関係労使の意見聴取(公示)について説明

杉田会長	ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。
各代表委員	質問等なし
杉田会長	特に御質問などないようであれば、次に進みます。 最低賃金法第 25 条第 5 項及び第 6 項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。 昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局	昨年度は、第 1 回審議会で協議を行い、第 2 回審議会で意見聴取、一人当たりの意見発表時間を 5 分程度、意見聴取全体の時間 10 分程度、発表要旨の資料は事前提出、複数の団体が希望された場合は会長に一任することとし、結果、意見書の提出は 2 団体お二人から意見発表が行われたこと、また、実地視察については、必要性や審議日数を勘案して実地視察は行いませんでした。
杉田会長	ただ今の事務局説明のとおり、昨年度は第 2 回審議会において意見聴取が行われておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。 公示による応募の有無は現時点では不確定ですが、当審議会において、広く国民からの御意見も伺うという点では、この機会は有用と考えますので、本年度においても、第 2 回審議会において実施する方向でよろしいでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは、一つ目として、第 2 回審議会における意見聴取について、全体の発表時間、1 人当たりの発表時間、発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いについて、二つ目として、実地視察の実施の有無について、三つ目として、先ほどお話ししました規程第 7 条に関する「議事の公開」について、以上この 3 つの点につきまして、公労使の代表委員は、それぞれ協議室に移動して、検討、協議をお願いしたいと思います。 それぞれの協議結果につきましては、協議終了後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順に御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは、協議室での協議時間は 10 分程度として、検討、協議をお



	<p>願います。</p> <p>事務局は公労使のそれぞれの代表委員を、各協議室に案内してください。</p>
各代表委員	協議室にて協議
杉田会長	<p>それでは、再開します。</p> <p>まずは、意見聴取と実地視察につきまして、協議結果を伺いたいと思います。</p> <p>最初に、労働者代表委員よりを協議結果の報告をお願いします。</p>
菊嶋委員	労働者側の考え方としましては、実地視察は行わず、意見聴取については、昨年同様一人当たりの発表時間は5分という方法でよろしいかと考えます。
杉田会長	一人5分で計二人までということですか。
菊嶋委員	はい。
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて使用者代表委員より協議結果をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>使用者代表で協議した結果、意見聴取の方は全体で10分、発表時間は一人5分と考えています。発表要旨・資料などは事前に提出と思っています。実地視察については、コロナの関係もありますので行わない方がよろしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
杉田会長	それでは公益代表委員よりお願いいたします。
和田委員	<p>公益代表としては、意見聴取の全体の時間は10分程度、一人当たりの意見発表時間は5分程度、発言要旨・資料については事前に提出していただくと考えております。</p> <p>実地視察については、スケジュール等もありますので、今年度もやらないという方向でお願いしたいと思っております。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>三者の意見が一致しましたので、本年度の審議における関係労使からの意見聴取については、意見聴取に係る全体の時間としては10分程度、意見発表者一人当たりの発表時間は5分程度として、意見要旨及び資料については事前に提出をしていただくことにしたいと思います。</p> <p>また、実地視察については、審議日程を勘案し、また、コロナの状</p>

	況もありますので、本年度も実施しない、ということによろしいでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	なお、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合は、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは、事務局は第2回最低賃金審議会において、意見聴取が行えるよう準備をお願いします。
杉田会長	続きまして、同じく検討していただきました「議事の公開」につきまして、まずは労働者代表委員より御意見ををお願いします。
菊嶋委員	労働者側の結論は、中央最低賃金審議会の考え方に沿って、専門部会においても、三者が揃って議論する場面のみ公開するということがよろしいかと思えます。ただし、採決時については公開しないということで、三者が揃って議論する場面のみ公開ということによろしいかと考えます。
杉田会長	ありがとうございます。 続いて、使用者代表委員より御意見ををお願いします。
鈴木委員	使用者側としましては、三者が揃って議論する場面のみ公開ということ、そして採決時は除くということと考えております。
杉田会長	ありがとうございます。 公益代表委員よりお願いします。
和田委員	中央最低賃金審議会の目安審議の在り方に倣って、公労使三者が集まって議論する場合については公開するという形で行いたいと思っております。 また、三者が集まって議論する場であっても採決が必要になった部分については非公開と考えております。
杉田会長	ありがとうございます。 議事の公開につきましても、公労使三者の意見が一致となりましたので、専門部会における議事の公開につきましても、今回から運用を見直し、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することとします。ただし、その場であっても採決が必要となった場合には、採決の部分は非公開とする。ということで、とりあえずこの方法でや

	<p>ってみて、今年が1年目となりますので、いろいろとやっていく中で、運用等で不具合が生じたり、改善すべき点が出てきた場合には、皆で改めて意見交換をしながら運用を見直していきたいと思いますので、今年はこのようなことで進めるということによろしいですか。</p>
各代表委員	異議なし
杉田会長	<p>それでは、これまでは「非公開」としてきました専門部会ですが、今年度からは一部公開としますので、事務局にはそれに応じた準備等をお願いします。</p>
杉田会長	<p>次に、議題(4)の「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について」ですが、栃木県特定最低賃金の改正決定を求める申出に係る状況及び特別小委員会について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>特定最低賃金の改正決定を求める申出状況及び特別小委員会の設置について説明</p>
杉田会長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何か御質問などございますか。</p>
中島委員	<p>労働協約ケースにおける申出については、申出を行う際、基幹労働者の1/3以上の労働協約の提出が必要となりますが、私自身も一産別の申出を担当する立場として、これを集めるのに毎年大変苦勞しております。</p> <p>このため、県内のどの事業場がどの業種で登録されているか、その事業場に所属する基幹労働者が何人いるか等を事前に知る方法があればと思うのですが、そういったものがあるのか否か、あったとして公開できるか否か、いかがでしょうか。</p>
杉田会長	<p>申出にあたり労働組合として様々な苦勞があることは理解いたしますが、今の話は個別案件と思われま。今は、今年度の最低賃金審議会において特別小委員会を設置するか、設置する場合にその規程はどうするかといったことを議論する場ですので、その件については、別の場で個別に事務局とよく話し合ってくださいということによろしいですか。</p>
中島委員	<p>そうですね。わかりました。</p>
杉田会長	<p>他に何か御質問等がありますか。</p>
各代表委員	質問等なし

杉田会長	<p>特にないようであれば、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出があったときに、「改正決定の必要性」に関する調査審議を、専門的かつ効率的に行えるよう運営規程3条に基づき特別小委員会を設置したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、特別小委員会を設置することといたします。 この小委員会の運営に関して、「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。 この運営規程（案）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>特別小委員会運営規程（案）説明</p>
杉田会長	<p>ただ今の特別小委員会運営規程（案）について、御意見、御質問などはございますか。</p>
各代表委員	<p>質問等なし</p>
杉田会長	<p>特に御意見などないようであれば、特別小委員会運営規程（案）について、原案どおりとすることよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、特別小委員会運営規程について、原案どおり議決することといたします。 なお、この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営規程の（案）を削除し、附則の施行期日に「令和5年7月5日」の日付を記入してください。</p>
杉田会長	<p>では、特別小委員会の設置に伴い、委員の選出が必要となります。 委員の構成は、審議会委員の内から労働者代表、使用者代表、公益代表それぞれ3名ずつと考えますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>異議なし</p>
杉田会長	<p>それでは、この小委員会の委員については会長が指名することとされており、特別小委員会の公益を代表する委員は、黒川委員、荻原委員と私、杉田とさせていただきます。 次に労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、この場で協議いただくか、あるいは別室での協議時間は必要でしょうか。</p>
各代表委員	<p>必要なし</p>

杉田会長	それでは、労働者を代表する委員からお願いいたします。
菊嶋委員	労働者代表としては、中島委員、津村委員と私、菊嶋でお願いいたします。
杉田会長	次に、使用者を代表する委員は、いかがでしょうか。
鈴木委員	使用者側としては、井上委員、時庭委員と私、鈴木でお願いいたします。
杉田会長	それでは、特別小委員会の委員は、公益代表委員が黒川委員、荻原委員と私、杉田とし、労働者代表委員は中島委員、津村委員、菊嶋委員、使用者代表委員は時庭委員、井上委員、鈴木委員の9名の委員とさせていただきます。
杉田会長	次に、この特別小委員会は、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出書の提出を受け、それぞれの申出に関して「改正決定の必要性」を審議することになりますが、特に、丁寧な審議が必要となる特定最低賃金に係る産業については、その産業の関係労使の意見を聴く必要が生じる場合もあると思います。 この場合は、各代表委員の申出により、関係労使のオブザーバーを参加させることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは、この場合の必要性の判断や、オブザーバーとして参加させる関係労使の指名について、申出書の提出時期と特別小委員会開催までの期間が短いという事情がありますので、審議会運営規程第5条第3項により会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。
各代表委員	異議なし
杉田会長	それでは一任させていただきます。 続きまして、議題(5)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かございますか。
各代表委員	質問等なし
杉田会長	特にないようであれば、今後の審議会、専門部会、特別小委員会の日程等について、事務局より説明してください。
事務局	日程等説明

杉田会長	ただ今の事務局説明に、何か御質問などありますか。
各代表委員	質問等なし
杉田会長	特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向に注視の上、日程その他の必要な情報を、それぞれの委員へ速やかに御連絡をいただきたいと思います。
杉田会長	<p>最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
菊嶋委員	労働者側は、私、菊嶋で結構です。
鈴木委員	使用者側は、私、鈴木で結構です。
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。</p> <p>以上で、令和5年度第1回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。</p> <p>これをもって、閉会といたします。</p>